

公立大学法人神戸市看護大学評価委員会傍聴要領

平成30年11月16日

公立大学法人神戸市看護大学評価委員会決定

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人神戸市看護大学評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、記者席及び一般席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴章※1の交付を受け、着用することにより、一般席で傍聴することができる。ただし、報道関係者は、記者傍聴整理簿※2に報道機関名及び氏名を記入することにより、記者席で傍聴することができる。

(傍聴章等の交付)

第4条 傍聴章は、委員会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿※3に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員は10人とする。

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1)会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (2)酒気を帯びていると認められる者。
- (3)その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、委員会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1)委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2)騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

- (3)飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4)前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第 10 条 傍聴人は、委員会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第 11 条 傍聴人は、委員会を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 12 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第 13 条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

※1 (傍聴章の例)

公立大学法人神戸市看護大学
評価委員会
傍聴章
No. 1

※2 (記者傍聴整理簿の例)

年月日() 年度公立大学法人神戸市看護大学評価委員会 第 回会議 傍聴整理簿

番号	氏名	報道機関名
1		
2		
3		
:		
10		

※3 (傍聴整理簿の例)

年月日() 年度公立大学法人神戸市看護大学評価委員会 第 回会議 傍聴整理簿

番号	氏名	年齢	住所	電話番号	返還
1					
2					
3					
:					
10					